### 適マーク制度実施要綱の運用

制 定 平成26年3月31日消查第629号 最近改正 令和6年3月29日消指第640号

### 第1 目的

この運用は、適マーク制度実施要綱(平成26年3月11日消査第516号。以下「要綱」という。)第17条に基づき、要綱の実施に必要な事項を定め、事務の適正化と円滑な運用を図ることを目的とする。

### 第2 運用

- 1 適マーク交付対象施設の範囲(第2条関係)
  - (1) 同一敷地内における2以上の防火対象物の取扱い

消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第2条の規定により、同一敷地内の2以上の防火対象物を1の防火対象物とみなす場合は、適マーク交付対象となる施設の存する防火対象物のみを適マーク交付対象施設として取り扱うこと。

(2) 複数権原の取扱い

防火管理に係る消防計画に定める管理権原の範囲を、適マーク交付対象施設の範囲 として取り扱うこと。

- 2 適マークの交付申請書類 (第4条、第13条関係)
  - (1) 必要な添付書類の取扱い
    - ア 防火対象物 (防災管理) 点検報告の特例認定通知書

特例認定期間内において、新たに特例認定申請を行っている場合は、認定通知書に記載している効力を失う日以降であっても、判定するまでの間は特例認定の効力が継続していることから、有効なものとして取り扱うこと。

イ 消防用設備等(特殊消防用設備) 点検結果報告書

申請日において、しゅん工から6か月を経過していない防火対象物は、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書に基づき、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第31条の3第2項に規定する消防機関の検査によって交付された検査済証により代えることができるものとして取り扱うこと。

ウ 定期調査報告書

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)第12条第1項に基づく定期報告の報告時期が、申請日において、しゅん工から横浜市建築基準法施行細則(昭和38年2月横浜市規則第13号)第6条第2項に規定する初回の報告時期に満たない防火対象物は、建基法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する建築主事等の検査によって交付された検査済証により代えることができるものとして取り扱うこと。

- 3 申請の受付等(第5条、第13条関係)
  - (1) 適マーク交付(更新)申請書を収受した場合は、定例決裁簿で決裁を行うこと。
  - (2) 管理権原者の変更があった場合は、新規に開業するものとして取り扱うこと。

- (3) 新規に開業する施設又は再交付を希望する施設からの申請(以下「随時受付」という。)については、事務処理期間を受付日から2か月とし、2か月後から掲出等を開始できるものとする。
- 4 表示基準の調査 (第7条、第13条関係)
  - (1) 表示基準の調査は、横浜市火災予防査察及び違反是正措置に関する規程(平成12年3月消防局達第5号。以下「規程」という。)第9条の査察実施計画に基づく立入検査及び防火対象物(防災管理)点検報告の特例認定検査とあわせて行うよう努め、効率性に配慮すること。
  - (2) 表示基準の調査は、判定基準及び判定表(別添)を活用し行い、その結果については、適マーク交付施設調査票(様式1)を作成し、決裁を行うこと。
  - (3) 建築構造等に疑義が生じた場合は、建築基準法及び消防法上の違反等に係る事務取 扱覚書(平成20年3月24日制定)により照会すること。
  - (4) 調査結果の報告は、適マーク関係資料等送付書(様式2)をもって、適マーク交付施設調査票及び適マーク交付申請書(添付書類含む。)を添付し、8月末日まで(随時受付は申請受付から40日以内)に指導課へ送付すること。
- 5 表示基準の判定(第8条、第13条関係)
  - (1) 指導課は、送付された適マーク交付施設調査票をもって、表示基準に適合しているかを判定すること。
  - (2) この判定において疑義が生じた場合は、調査を行った消防署に問い合わせ又は資料を請求できる。
  - (3) 判定結果は、指導課の定例決裁簿を用い、予防部長専決とする。
- 6 適マークの交付等(第9条、第13条関係)
  - (1) 予防部長は、適マーク関係資料等送付書に次の書類等を添付して署長に送付すること。

### ア 表示基準に適合

- (ア) 適マーク交付(更新)通知書
- (4) 適マーク(銀)又は適マーク(金)(更新するものは除く。)
- (ウ) 前4(4)により送付された書類

#### イ 表示基準に不適合

- (ア) 適マーク不交付通知書
- (4) 前4(4)により送付された書類
- (2) 署長は、局長から送付された適マーク及び適マーク交付(更新)通知書又は不交付通知書を関係者に交付すること。
- (3) 署長は、適マーク(銀)又は適マーク(金)を交付した場合は、関係者に受領書を署名のうえ提出させ、受領書の写しを指導課に送付するとともに、原本を申請書とあわせ、消防署において保存すること。
- 7 適マークの掲出(第10条関係)

適マークはフロント等、公表に適した場所に積極的に掲出するよう指導し、次の事項 に留意させること。

- (1) 盗難に注意すること。
- (2) 糊付けする等、取り外し困難な掲出を行わないよう注意すること。
- (3) 水濡れ、破れ等の破損に注意すること。
- 8 適マークの掲出の中止等(第11条関係)
  - (1) 「適マーク交付施設又は防火対象物において火災が発生した場合」とは、火災原因 等にかかわらず、火災が発生した場合すべて全てが該当する。
  - (2) 「不適合状態であることが判明した場合」とは、不適合の状態が早期に是正される 見込みがないものをいう。
  - (3) 「署長が必要と認めた場合」とは、次のような場合が該当する。
    - ア 適マーク交付施設又は防火対象物で、その一部を使用しながら、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は消防用設備等若しくは建築設備の工事を行うことにより、避難施設又は防火設備の一部使用不能、消防用設備等に重大な機能不良を生じる場合イ 適マーク等について、紛らわしい表示を行っている場合
  - (4) 署長は、関係者に適マークの掲出を中止させたときは、指導課長に連絡し、要綱第 12条に規定する返還事由に該当するかの調査を行うこと。

なお、適マークの掲出中止状況を確認すること。

(5) 署長は、調査の結果、返還事由に該当しないときは、適マークの掲出の再開を認めることができる。

なお、掲出の再開を認めた場合は、指導課長に連絡をすること。

9 適マーク交付対象施設又は防火対象物の火災(第11条及び第12条関係)

署長は、適マーク交付施設又は防火対象物で火災があった場合は、火災の概要、出火原因、出火時の対応等の調査及び適マークの掲出中止等の対応措置について、規程第51条第4項及び第5項に定める火災等発生消防対象物状況報告書(規程第24号様式)により、速やかに局長に報告すること。

- 10 適マークの返還請求等(第12条関係)
  - (1) 「関係者の責に帰する事由がある場合」とは、次のような場合をいう。
    - ア 適マーク交付施設に勤務等する者が、火災予防上、相当の注意義務を怠ったため に火災が発生した場合
    - イ 関係者等の防火管理責務不履行(指示、監督、点検及び教育等)に起因して被害が 拡大したと認められた場合
    - ウ 通報の遅れ等、防火管理上必要な初動措置(初期消火・通報・避難誘導)において、不備が認められた場合
  - (2) 「是正措置が講じられないとき」とは、表示基準不適合発見後、3か月以内に改善される見込みが立っていない場合をいう。
  - (3) 「適マーク交付対象施設に該当しなくなった場合」とは、管理権原者の変更、用途変更、規模の縮小等により要綱第2条に該当しなくなった場合をいう。
  - (4) 「局長が必要と認めた場合」とは、(1)から(3)までに掲げるもの以外で火災の拡大 や人命に重大な危険があると認めた場合をいう。

- 11 返還の手続等(第12条関係)
  - (1) 署長は、適マーク交付施設が要綱第12条の返還に該当すると認めたときは、適マーク返還調査報告書(様式3)により局長に報告すること。
  - (2) 局長は、署長からの適マーク返還調査報告書に基づき、適マーク返還請求書を作成し、署長を通じて関係者に適マークの返還を求めること。
  - (3) 署長は、適マークの返還を受けたときは、適マーク返還報告書(様式4)により予防部長に報告すること。
- 12 適マーク破損等の取扱い(第14条関係)
  - (1) 消防局から交付された適マークを破損した場合は、破損した適マークを返納させること。
  - (2) 複製する際の仕様は、別図1のとおりとする。
- 13 適マーク交付対象施設以外の取扱い(第15条関係) 要綱第15条の消防法令等に適合している旨の証明に必要な事項については、別に定め る。
- 14 その他
  - (1) 要綱の運用の実施に関し、疑義事項が生じた場合は、指導課と協議する。

附則

この要綱の運用は、平成26年4月1日から運用する。 附 則

- この要綱の運用は、平成29年4月1日から運用する。 附 則
- この要綱の運用は、平成31年4月1日から運用する。 附 則
- この要綱の運用は、令和3年3月15日から運用する。 附 則
- この要綱の運用は、令和6年4月1日から運用する。

# 様式1 (第2-4)

署決裁欄	部 長	課長	係 長	担 当
決裁				
欄				

# 適マーク交付施設調査票

	調査年月日	年	月 日	不 備	事項	あり	なし
Г	受付年月日	年	月 日	受付番号		行明	<b></b>
施	初回交付年月日	年	月 日	継続年数	年 3	交付 別	適マーク (銀・金)
	建物名称			所在地		I	(34, 35)
設	施設名称			該当階		階 ~	階
	施設用途(建物用途)	(	)	業態			
情		年 月	₽ ~		年 月	В	
	掲出の中止期間	年 月			年 月	- H	
報	741177   11177117	年 月			年 月	В	
11-	返還年月日	年 月			年 月	В	
닏	区 屋 午 万 卩					н	
L		表 示 基			状 況		
⊢	審査	項目	判定	1		項目	判定
	防火対象	物点検	適·否	消	火火	器	具 適·否·一
l	防 火 管	理者	適・否	屋内(	. /1 / 11		2 1
防	自衛消		適·否·一 消		リンク	ラー設	
19/3	防火管理に係	る消防計画	週*省	水噴	霧消	火 設 備	等 適·否·一
火	統括防火		適・否・一 防	自動	,, ,,	報知設	備適·否·一
管	全体についての防火管		適·否·一 用	ガス源		災警報設	
理		難施設等	適・否 設	漏電	火 災	警報	器適・否・一
理	防 炎 対		適•否•-			る火災報知	
等			適·否·一 備	非常		報設	備適・否・一
l	火気使用設		適·否·一 等	避	難	- Re-	具 適·否·一
l	少量危険物及び		適•否•-	誘	導	N mmt 1 14	灯 適・否・一
╙	避 難 経	路図	適·否	消火剂		必要な施	
	防災管		適·否·一		用設備	等の点	
防災	防災管		適·否·一		険 物	施	設 適・否・一
管	防災管理に係		適・否・一 建	定 期	19.4	査 報	告適·否·一
理	統括防災		適・否・一 築			・防火区画・P	
L	全体についての防災管	7理に係る消防計画	適·否·一 <sup>本</sup>	1	難 施	設	等 適·否·一
$ldsymbol{ld}}}}}}$				要涮第	12条に基	づく返還	清 求 適・否・一

年 月 日

 消
 防
 署
 長

 (予
 防
 部
 長)

予防部長(消防署長)

# 適マーク関係資料等送付書

次の資料等を送付します。

(送付書類名等)

年 月 日

消防局長

消防署長

## 適マーク返還調査報告書

次のとおり、適マーク交付施設が要綱第12条の返還に該当すると認めたので、報告します。

- 1 名 称
- 2 所 在 地
- 3 返還事由(調査結果) ※必要に応じて関係書類を添付すること。

年 月 日

予 防 部 長

消防署長

# 適マーク返還報告書

次の適マーク交付施設から適マークの返還を受けましたので、報告します。

- 1 名 称
- 2 所 在 地
- 3 返還年月日

### 判定基準及び判定表

次に掲げる事項のうち該当するものについて、消防法令及び建築基準法令に基づく届 出等により確認し、現地調査の結果と併せて、適合状況を判定するものとする。

	項目	判定方法	該	当	判	定
1 防火管理等	(1) 防火対象 物の点検及 び報告	消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条の2の2の規定により点検及び報告が行われていること。又は、法第8条の2の3の規定により点検及び報告の特例の認定がされていること。 なお、その管理について権原が分かれている防火対象物	有		適否	
		については、各管理権原者が提出している届出等の内容を 確認すること。	無			
	(2) 防火管理 者等の届出	消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第3条第1項及び第3条の2第1項の規定により、防火管理者選任(解任)の届出、防火管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。 ※ 防火管理者の変更については、継続して適正な防火管理が行われており、かつ、後任予定者が防火管理者資格取得講習の受講申請手続を行った場合は、「適」とする。この理由による消防計画の変更については、消防計画に定める事項を満たしており、かつ、後任予定者が防火管理資格取得講習の受講申請手続を行った場合は、「適」と	有		適否	
		する。	無			
	(3) 自衛消防 組織の届出	消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。) 第4条の2の4に規定する防火対象物にあっては、法第8 条の2の5第2項に規定する自衛消防組織設置(変更)の	有		適否	
	71-777	届出がされていること。	無			
	( A ) P+ 1.555 TH	防火管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適 切に行われていること。				
	(4) 防火管理 に係る消防 計画	① 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統 に関する事項	有		適否	
		1-12/ 0 F X	無			
		② 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該 自主検査の結果に基づく措置に関する事項	有		適否	

			無	
		③ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並	有	適 □ 否 □
		びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項	無	
		④ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示	有	適 □ 否 □
		その他の避難施設の案内に関する事項	無	
		⑤ 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項	有	適 口
			無	
		⑥ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項	有	適□
			無	
	9 火災、地震その他の災害が発生した場合におけ	⑦ 防火管理上必要な教育に関する事項	有	適 口 否 口
			無	
		⑧ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項	有	適 □
			無	
		<ul><li>⑨ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火</li><li>活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項</li></ul>	有	適 □
		<b>石割、</b> 地報建裕及び避無務等に関する事項	無	
		⑩ 防火管理について消防機関との連絡に関する事項	有	適 □ 否 □
			無	
		① 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他	有	適 □ 否 □
		火気の使用又は取扱いの監督に関する事項	無	
		② ①から⑪までに掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項	有	適 □ 否 □
			無	
		③ 令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限 る。④において同じ。)にあっては、次に掲げる事項		

	ア 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への 通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害 の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う	有	適否	
	業務に係る活動要領に関する事項	無		
	イ 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する	有	適否	
	事項	無		
	ウ その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項	有	適否	
		無		
	④ 令第4条の2の5第2項の規定により、令第4条の2の4の防火対象物につき、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、次に掲げる事項			
	ア 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項	有	適否	
	9 # K	無		
	イ 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項	有	適否	
		無		
	ウ 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関す る事項	有	適否	
	0.1.1%	無		
	エ その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項	有	適 否	
		無		
	(5) 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者 (所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)及び関係者に雇用されている者(当該防火対象物で勤務している者に限る。)以外の者に委託されている防火対象物にあっては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び支法に関する事項	有	適否	
	方法に関する事項	無		

		(f) その管理について権原が分かれている防火対象物にあ	有	適 否	
		っては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項	無		
		① 規則第3条第4項に規定する強化地域(以下「強化地域」という。)に所在する防火対象物にあっては、次に掲げる事項			
		ア 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号) 第2条第13号に規定する警戒宣言(以下「警戒宣言」と いう。)が発せられた場合における自衛消防の組織の編	有	適否	
		成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項	無		
		イ 大規模地震対策特別措置法第2条第3号に規定する 地震子知佳報及び整戒宣言の伝達を決した思える東西	有	適否	
		地震予知情報及び警戒宣言の伝達方法に関する事項	無		
			有	適否	
		る事項	無		
		エ 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の 点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は	有	適否	
		軽減を図るための応急対策に関する事項	無		
		オ 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項	有	適否	
			無		
		カ 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図 るために必要な教育及び広報に関する事項	有	適否	
		るために必要は教育及び仏報に関する事項	無		
		<ul><li>18 消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項(当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。)</li><li>※ 開業から6か月未満のものにあっては、訓練を1回行</li></ul>	有	適否	
		った場合は、「適」とする。	無		
	(5) 統括防火 管理者等の	法第8条の2の規定により、統括防火管理者の選任(解任)の届出、防火対象物の全体についての防火管理に係る	有	適否	
	届出	消防計画の届出がされていること。	無		

	(6) 防火・避 難施設等	法第8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。	有 無	適否	
	(7) 防炎対象	法第8条の3の規定により防炎対象物品が使用されていること。また、当該防炎対象物品に法第8条の3第2項、第	有	適否	
	物品の使用	3項及び第5項の規定に従って表示が付されていること。	無		
	(8) 圧縮ア セチレンガ ス等の貯蔵	法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防 又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危 険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の 10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場	有	適否	
	等の届出	合(法第9条の3第1項ただし書に規定する場合を除く。) には、その旨の届出がされていること。	無		
	(9) 火気使用 設備・器具	法第9条に基づき、横浜市火災予防条例(昭和48年12月 条例第70号。以下「条例」という。)で定められた火を使用 する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の 取扱いその他火気の使用に関する制限等の基準に適合して	有	適否	
		いること。	無		
		①条例に基づく少量危険物及び指定可燃物が貯蔵し、取り 扱われていること。	有	適否	
			無		
		② 条例で定められる規定により、少量危険物貯蔵取扱所 及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備が設置	有	適 否	
	(10) 少量危 険物・指定	及び管理されていること。	無		
	可燃物	③ 条例で定められる規定により、火災の危険要因を把握するとともに、保安に関する計画が作成され、火災予防	有	適 否	
		上有効な措置が講じられていること。	無		
_		④ ②の規定にかかわらず、基準の特例が適用されている 少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所にあっ ては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置	有	適否	
		及び管理されていること。	無		
	(11) 避難経	条例で定められる規定により、宿泊室の見やすい場所に 当該宿泊室から屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路	有	適否	
	路図	図が掲出されていること。	無		

		までに掲げるもののほか、法又は条例の基準を満たして	有	適 🗆 否 🗆
	いること。		無	
2 防災管理等	(1) 防災管理対 象物の点検及 び報告	法第36条第1項において準用する法第8条の2の2 第1項の規定による点検及び報告が行われていること。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。 なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の	有	適口
		内容を確認すること。	無	
	(2) 防災管理者 等の届出	規則第51条の8第1項の届出及び規則第51条の9において準用する第3条の2第1項の規定により、防災管理者選任(解任)の届出書、防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。 ※ 防災管理者の変更については、継続して適正な防災管理が行われており、かつ、後任予定者が防災管理者資格取得講習の受講申請手続を行った場合は、「適」とする。この理由による消防計画の変更については、消防計画に定める事項を満たしており、かつ、後任予	有	適 口 否 口
		定者が防災管理資格取得講習の受講申請手続を行った場合は、「適」とする。	無	
		防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が 適切に行われていること。		
		<ul><li>① 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系 統に関する事項</li></ul>	有	適口
		がに対する事を	無	
	(3) 防災管理に	② 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の	有	適 🗆 否 🗆
	係る消防計画	掲示その他の避難施設の案内に関する事項	無	
		③ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項	有	適口
			無	
		④ 防災管理上必要な教育に関する事項	有	適口
			無	

		⑤ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に	有	適 否	
		関する事項	無		
		⑥ 防災管理について関係機関との連絡に関する事項	有	適否	
		4	無		
		⑦ ⑤に掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る 消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく	有	適否	
		当該消防計画の見直しに関する事項	無		
		⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、建築物その他の	有	適否	
		工作物における防災管理に関し必要な事項	無		/
		⑨ 令第45条第1号に掲げる災害(以下この号において「地震」という。)による被害の軽減に関する事項と			
		して次に掲げる事項	$\angle$		
		ア 地震発生時における建築物その他の工作物及び 建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定 及び当該想定される被害に対する対策に関する事	有	適否	
		及び当政心定される仮告に対する対象に関する事項	無		7
		イ 建築物その他の工作物についての地震による被 害の軽減のための自主検査及び当該自主検査の結	有	適否	
		果に基づく措置に関する事項	無		
		ウ 地震による被害の軽減のために必要な設備及び 資機材の点検並びに整備並びに当該点検の結果に	有	適 否	
		基づく措置に関する事項	無		/
		エ 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築 物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転	有	適 否	
		倒及び移動の防止のための措置に関する事項	無		/
		オ 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、 救護その他の地震による被害の軽減のための応急	有	適否	
		措置に係る事項	無		
		カ アからオまでに掲げるもののほか、建築物その他 の工作物における地震による被害の軽減に関し必	有	適否	
		要な事項	無		

		⑩ 令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項				
		ア 令第45条第2号に掲げる災害発生時における通 報連絡及び避難誘導に関する事項	有		適 否	
			無	Ш		
		イ アに掲げるもののほか、建築物その他の工作物に おける令第45条第2号に掲げる災害による被害の	有		適否	
		軽減に関し必要な事項	無			
		① 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者及び関係者に雇用されている者(当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。)以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあっては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範	有		適否	
		囲及び方法に関する事項	無			
		② その管理について権原が分かれている建築物その 他の工作物にあっては、当該建築物その他の工作物の	有		適否	
		当該権原の範囲に関する事項	無			
		③ 避難訓練の実施回数に関する事項(当該訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項も含む。)	有		適否	
		る事項を含む。)	無			
	(4) 統括防災管 理者等の届出	法第36条第1項において準用する法第8条の2の規 定により、統括防災管理者の選任(解任)の届出、建築 物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消	有		適否	
	_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	防計画の届出がされていること。	無			/
3 消防用設備等	(1) 消防用設備 等又は特殊消 防用設備等の	消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に掲げるところにより、法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令の規定に従って、設置されていなければならないものとする。				
·	設置及び維持 等	① 令第10条第1項及び第3項の規定により、消火器、	有		適否	
		簡易消火用具が設置されていること。	無			

		② 今第11条第1項、第2項及び第4項の規定により、	有	適 🗆
		屋内消火栓設備が設置されていること。	無	
		1 MILEY MOLEKO WILLEY )	有	適 🗆
		スプリンクラー設備が設置されていること。	無	
		④ 令第13条の規定により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は	有	適 🗆 否
		粉末消火設備が設置されていること。	無	
		⑤ 令第19条第1項、第2項及び第4項の規定により、	有	適 □
		屋外消火栓設備が設置されていること。	無	
		動力消防ポンプ設備が設置されていること。	有	適 □ 否 □
			無	
		報知設備が設置されていること。	有	適 □ □
			無	
		⑧ 令第21条の2第1項の規定により、ガス漏れ火災警	有	適 口
		報設備が設置されていること。	無	
		<ul><li>⑨ 令第22条第1項の規定により、漏電火災警報器が設置されていること。</li></ul>	有	適 □ 否 □
		<u> </u>	無	
		6 LANGOLNI LEXXONI O EN WINCLES OF HIGHWAY	有	適 □
		へ通報する火災報知設備が設置されていること。	無	
		① 今第24条第1項から第3項まで及び第5項の規定 により、非常警報器具又は非常警報設備が設置されて	有	適 口
		いること。	無	
		② 令第25条第1項及び第2項第1号の規定により、避難器具が需要されていること	有	適口
		難器具が設置されていること。	無	

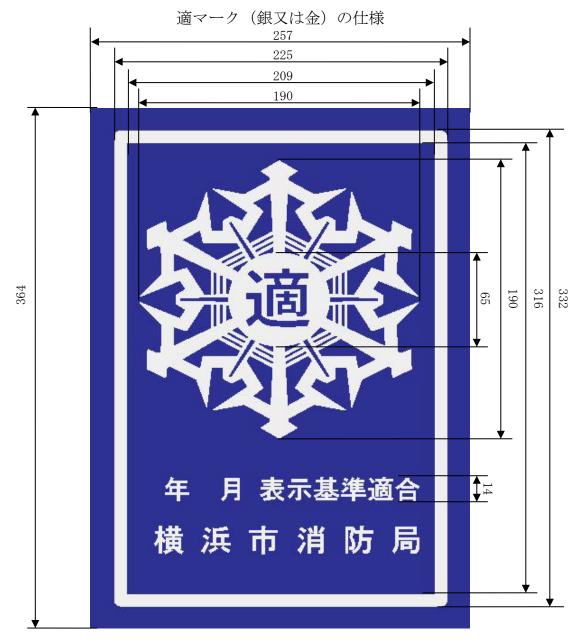
	_	③ 令第26条第1項及び第3項の規定により、誘導灯及	有	適 □ 否 □	
		び誘導標識が設置されていること。	無		
		④ 令第27条第1項及び第2項の規定により、消防用水	有	適 🗆 否	
		が設置されていること。	無		/
	が設 16 令	S 1 3/10 1/13/10 3 / 3/2 2 / 3/2 2 / 3/2 2 / 3/2 2 / 3/2 / 3	有	適 □ 否 □	
		が設置されていること。	無		
		6 LANGOWA TANTES AND SWOMMERCE	有	適 □	
		り、連結散水設備が設置されていること。	無		
		① 令第29条第1項の規定により、連結送水管が設置さ	有	適 🗆 否	
		れていること。	無		_
			有	適口	
		設備が設置されていること。	無		_
		① 令第29条の3第1項の規定により、無線通信補助設備が設置されていること。	有	適 □ 否 □	
			無		
		② ①から⑨までの規定にかかわらず、令第29条の4第 1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等にあっては、引き続き、同項 に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全 性能と同等以上であると消防長又は消防署長が認め	有	適口	
		た状況で設置されていること。	無		
		② ①から②までの規定にかかわらず、現に令第32条の規定が適用されている消防用設備等にあっては、引き続き、同条の規定の適用を消防長又は消防署長が認め	有	適□	
		た状況で設置されていること。	無		_
		② ①から②までの規定にかかわらず、法第17条第3項 に規定する特殊消防用設備等にあっては、同項に規定 する設備等設置維持計画に従って設置されているこ	有	適口	
			無		_

		② ①から②までの規定にかかわらず、法第17条の2の 5第1項の規定が適用される消防用設備等にあって は、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関	有	適□
		する従前の規定により、設置されていること。	無	
		② ②に掲げるもののほか、法第17条の3第1項の規定が適用される消防用設備等にあっては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。 ② 法第17条の3の2の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、消防機関の検	有	適 □
			無	
			有	適 🗆
		査を受けていること。	無	
	(2) 消防用設備	法第17条の3の3の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告がされていること。	有	適 □ 否 □
	等の点検報告		無	
4 会		項の規定により、危険物が貯蔵され、又は取り扱われて	有	適 □ 否 □
険物	いること。	· こと。 		
危険物施設等		項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置	有	適 🗆 否 🗆
	されていること。	0	無	
	(3) 法第11条第1	項の規定により、許可を受けていること。	有	適 □ 否 □
			無	
	(4) 法第11条第5章	項の規定により、完成検査を受けていること。	有	適 □ 否 □
			無	
	(5) 法第11条第6章	項の規定により、譲渡又は引渡の届出がされていること。	有	適口
		第1項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量 出がされていること。	有	適 🗆
	の治剱変更の届		無	

			適□
(7) 法第12条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。			否 口
V .0 C C 0	無		
8) 法第12条の7第2項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がさ	さ有		適 □ 否 □
れていること。			
(3) 協別10米別27気の別及ではケース 国際物体外面自行の油面がでれている	る有		適 □ 否 □
こと。	無		
(10) 法第13条第3項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の 取扱いが行われていないこと(甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者	月		適 □ 否 □
の立会いのある場合を除く。)。	無		
(11) 法第13条の23の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取	:扱 有		適□
者が保安講習を受講していること。	無		
(12) 法第14条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための 適切な業務が行われていること。	の有		適 🗆
	無		
(13) 法第14条の2の規定により、予防規程の認可を受け、当該予防規程	に有		適 🗆 否 🗆
定められた事項が適切に守られていること。	無		
(14) 法第14条の3の2の規定により、定期点検が行われ、その記録が作	:成 有		適 🗆 否 🗆
され、及び保存されていること。	無		
(15) 法第14条の4の規定により、自衛消防組織が設置されていること。	有		適 □ 否 □
	無		
(16)(2)の規定にかかわらず、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令306号。)第23条の規定が適用されている製造所等にあっては、引き続い同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。	1 月		適 □
	無		

5 建	(1) 定期調査報告	建築基準法 (昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。) 第12条の規定に基づく定期報告が行われている	有		適口
築構		こと。	無		
建築構造等	(2) 建築構造等	次に掲げる事項が、現行の建基法令に適合(既存不適格として扱っているものは除く。)していること。 判定にあたり、「表示制度における建築構造等審査マニュアル(平成25年12月27日消防予第499号)」 4審査方法(定期調査報告書類確認要領)を活用すること。			
		① 建築構造 主要構造部の構造不適がないこと。(建基法第21条、 第27条、第35条)	有無		適口
		② 防火区画 竪穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造 が適正で、かつ、破損等がないこと。(建築基準法施 行令(昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。) 第112条第10項から第16項まで、第18項(避難経路に	有		適 □ □
		あたらない昇降機の昇降路は、昭和56年建設省告示第 1111号に示す仕様に適合していること。)	無		
	設置され、	③ 階段 必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が 設置され、その構造が適正であること。(建基令第120	有		適否
		条、第121条、第121 条の2、第122条、第123条)	無		
		次に掲げる事項が、現行の建基法令に適合 (既存不適格として扱っているものを含む。) していること。			
		① 屋根 建基法第22条、第62条関係	有	有□□□	適口
			無		
	(3) 避難施設等	② 外壁 建基法第23条から第25条まで、第61条関係	有		適 □ 否 □
	(3) 姓来的四汉 守		無		
		③ 非常用エレベーター(建基令第129条の13の3)、 建基法第34条第2項関係	有		適 □ 否 □
		左至仏界が木界 4 切別体	無		
		<ul><li>④ 排煙設備(建基令第126条の2、126条の3)、建基 注第25条関係</li></ul>	有		適口
		法第35条関係	無		

	<ul><li>⑥ 非常の5)</li><li>⑦ 非常</li></ul>	⑤ 防煙壁(建基令第126条の3)、建基法第35条関係	有	適 否	
			無		
			有	適否	
		の5)建基法第35条関係	無		
			有	適否	
		建基法第35条関係	無		
		<ul><li>⑧ 壁(建基法第35条の2、建基令第112条、第114条、 107条、107条の2、108条の3、128条の3の2、128</li></ul>	有	適否	
		条の4、129条の2の5、114条、115条の2の2)	無		
		⑨ 天井(建基法第35条の2、令第112条、128条の3の	有	適否	
		2から第129条まで)	無		
		⑩ 床 (建基法第36条、建基令第112条、129条の2の5)	有	適否	
	① 特定防火設備及び防火設備(建基法第36		無		/
		① 特定防火設備及び防火設備(建基法第36条、建基令 第112条((2)に掲げるものを除く。)、129条の2の	有	適否	
		5)	無		/
		<ul><li>(2) 避難施設(通路(建基令第120条、121条)、廊下(基令第119条)、出入口(建基令第118条、124条、1条、125条の2)、屋上広場(建基令第126条)、過</li></ul>	有	適否	
		上有効なバルコニー(建基令第121条)、建基法第36 条	無		_
		③ 敷地内の通路(建基令第127条、128条、128条の2)	有	適否	
		建基法第36条	無		
6 その他	返還請求	申請から調査までの間に、要綱第12条に基づく返還請 求がされていないこと。	有	適否	
			無		



- (備考) 1 大きさは、日本産業規格B4とする。
  - 2 数字の単位は、ミリメートルとする。
  - 3 色彩は、地を濃紺色、その他のものは、適マーク(銀)は銀色とし、適マーク(金)は金色とする。
  - 4 台紙は、ファンタス (ネイビー) L版T目<270kg>とし、印刷仕様については、箔押し加工(適マーク(銀)は銀消しNo.24、適マーク(金)は金消しNo.111)とする。

なお、他の素材を用いても差し支えない。

5 1から4までに掲げる仕様のほか、外国人旅行客向けに英語等の標記を追加 することができるものとする。

(例: fire safe certification)

別図 2 火災発生時等の事務処理の流れ

